

原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金

令和3年度概算要求額 3.0億円（3.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 原子力発電を導入しようとする国々において、原子力発電の導入のための基盤整備が適切に実施されるよう、原子力専門家の派遣や受入等により、法制度整備や人材育成等の実施を支援します。
- 特に、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、各国とも原子力政策の見直しを進めており、我が国としても、事故の経験と知見を踏まえ、当該国における安全性を最重視した原子力協力を進めます。
- 本事業により、各国の原子力安全等に関する体制の適切な整備、強化を通じて、我が国の原子力安全基盤の維持・強化にも貢献します。

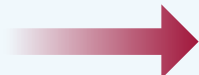
成果目標

- 平成21年度から開始した事業であり、本事業を通じ、原子力発電の導入を検討する国々との関係を強化し、安全性を最重視した原子力協力を進めます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額、1/2）

国

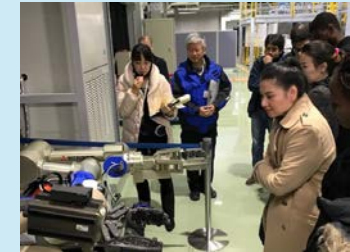


民間企業等

事業イメージ

（1）原子力専門家の招聘

- 我が国の原子力発電所の視察等を通じ、我が国の安全に対する取組・技術の共有を図る。



（我が国の原発施設の視察）

（2）我が国専門家の派遣

- 我が国から専門家を派遣し、当該国に対し、原子力に係る法整備や人材育成等の支援を行う。



（専門家が講演するセミナーの開催）